

資料

平成 2 8 年第 1 回定例市議会議案  
条例新旧対照表



報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案	1
議案第 2 号	藤井寺市行政不服審査法施行条例の制定について （附則改正）	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 3 項関係）	2
議案第 3 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について	
	藤井寺市情報公開条例の一部改正案（第 1 条関係）	3
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 2 条関係）	1 1
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	2 0
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	2 1
	藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案（第 5 条関係）	2 2
	藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正案（第 6 条関係）	2 3
	（附則改正）	
	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正案（附則第 5 項関係）	2 6
議案第 4 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案	2 7
	（附則改正）	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 2 条関係）	2 8
議案第 5 号	藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	
	藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正案	2 9
議案第 6 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	3 0
議案第 7 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	

	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案	3 1
議案第 8 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	3 2
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	4 2
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 3 条関係）	4 3
議案第 9 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案	5 8
議案第 1 1 号	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	6 1
議案第 1 2 号	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案	1 1 0
議案第 1 3 号	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正案	1 1 6
議案第 1 4 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	1 1 7

議案第 1 5 号	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案……………	1 2 0
議案第 1 7 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案……………	1 2 3
議案第 1 8 号	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について 藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案……………	1 2 5
議案第 1 9 号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案……	1 2 6

報告第 1 号

市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>第1条</b> 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第46条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(略)</p> <p>第111条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>」に改める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1条</b> 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第46条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(略)</p> <p>第111条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>」に改める。</p> <p>(略)</p>

議案第 2 号

藤井寺市行政不服審査法施行条例の制定について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表  
（附則第3項関係）

改正後		改正前	
<b>別表第1</b> （第2条、第4条関係）		<b>別表第1</b> （第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
総合計画審議会委員	日額 9,500円	総合計画審議会委員	日額 9,500円
行政不服審査会委員	日額 9,500円	(略)	
(略)			

議案第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

○藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(情報の公開請求に対する応答義務)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、公開を行うかどうかの決定（以下「<u>公開決定等</u>」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は速やかに延長の理由を公開の請求をした者（以下「<u>公開請求者</u>」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を<u>公開請求者</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が<u>公開決定等</u>を行わないときは、<u>公開請求者</u>は、公開をしないこととする決定があったものとみなすことができる。</p> <p>(公開の実施)</p>	<p>(情報の公開請求に対する応答義務)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、公開を行うかどうかの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は速やかに延長の理由を公開の請求をした者（以下「<u>請求者</u>」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を<u>請求者</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が<u>公開を行うかどうかの決定</u>を行わないときは、<u>請求者</u>は、公開をしないこととする決定があったものとみなすことができる。</p> <p>(公開の実施)</p>

改正後	改正前
<p><b>第10条</b> 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、<u>公開請求者</u>に対して、速やかに情報の公開を行わなければならない。</p>	<p><b>第10条</b> 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、<u>請求者</u>に対して、速やかに情報の公開を行わなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(著しく大量な情報の公開請求に係る公開等決定の期限の特例)</p>	<p>(著しく大量な情報の公開請求に係る公開等決定の期限の特例)</p>
<p><b>第11条</b> 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、受理日から起算して30日以内にその<u>全て</u>について公開の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開の決定をすれば足りるものとする。<u>この場合において、第9条第1項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。</u></p>	<p><b>第11条</b> 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、受理日から起算して30日以内にその<u>すべて</u>について公開の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開の決定をすれば足りるものとする。<u>この場合においては、第9条第1項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。</u></p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>
<p><b>第12条</b> 公開請求に係る情報に国、地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって必要があると認めるときは、当該情報に係る第三者の意見を<u>聴く</u>ことができる。</p>	<p><b>第12条</b> 公開請求に係る情報に国、地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって必要があると認めるときは、当該情報に係る第三者の意見を<u>聞く</u>ことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 実施機関は、前2項の<u>規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合</u>において、当該情報を公開するときは、公開決定の日から起算して30日を経過した日以後に公開しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、前2項に<u>定める手続をとった場合</u>において、当該情報を公開するときは、公開決定の日から起算して30日を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該第三者に対し、公開決定をした旨</p>

改正後	改正前
<p>この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第15条において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p><u>（審理員による審理手続の適用除外）</u></p> <p><b>第14条</b> <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p><b>第15条</b> <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に不服のある者は、行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する審査請求を受けた実施機関（以下この条、次条及び第17条において「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、藤井寺市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>3 <u>審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p><b>第14条</b> <u>第9条第1項の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより不服申立てをすることができる。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項に規定する不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、藤井寺市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項</u>に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>5 審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</p> <p><u>（藤井寺市情報公開審査会の設置）</u></p>	<p>3 審査会は、<u>前項</u>に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>4 <u>実施機関</u>は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決<u>又は決定</u>を行わなければならない。</p> <p><u>（審査会）</u></p>
<p><b>第16条</b> 前条第2項に規定する<u>審査庁</u>の諮問に応じて審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市情報公開審査会を設置する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱するものとする。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>6 （略）</p>	<p><b>第15条</b> 前条第2項に規定する<u>実施機関</u>の諮問に応じて審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市情報公開審査会を設置する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>審査会</u>の委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱するものとする。</p> <p>5 <u>審査会</u>の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>6 （略）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 233 465 264"><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p data-bbox="114 293 1102 448"><b>第17条</b> <u>審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。</u></p> <p data-bbox="114 477 1102 549">2 <u>審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p data-bbox="114 577 1102 687">3 <u>審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p data-bbox="114 716 1102 908">4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p data-bbox="152 978 367 1010"><u>(意見の陳述)</u></p> <p data-bbox="114 1038 1102 1193"><b>第18条</b> <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="114 1222 1102 1377">2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。</u></p> <p data-bbox="114 1406 1102 1437">3 <u>第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者の</u> <u>する陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合そ</u> <u>の他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p><u>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の</u> <u>許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質</u> <u>問を発することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第19条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出す</u> <u>ることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき</u> <u>相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第20条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員</u> <u>に、第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条</u> <u>第4項の規定による調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定に</u> <u>よる審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p><u>(提出資料の写しの送付等)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、第17条第3項若しくは第4項又は第19条の規定</u> <u>による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資</u> <u>料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚</u> <u>によっては認識することができない方式で作られる記録であっ</u> <u>て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>（調査審議手続の非公開）</u></p> <p><b>第22条</b> <u>第15条第2項に規定する審査請求に関し審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>（答申書の送付）</u></p> <p><b>第23条</b> <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>するものとする。</u></p> <p>(情報の提供)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>(出資法人等の責務)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><b>第27条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第28条</b> (略)</p>	<p>(情報の提供)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p>(出資法人等の責務)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第20条</b> (略)</p>

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第10条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>    第1節 開示（第11条—第18条）</p> <p>    第2節 訂正（第19条—第21条の2）</p> <p>    第3節 利用停止（第22条・第23条）</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>（第24条・第25条）</p> <p>第5章 藤井寺市個人情報保護審査会（<u>第26条—第32条</u>）</p> <p>第6章 補則（<u>第33条—第36条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第37条—第40条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（収集の制限）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第10条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>    第1節 開示（第11条—第18条）</p> <p>    第2節 訂正（第19条—第21条の2）</p> <p>    第3節 利用停止（第22条・第23条）</p> <p>第4章 <u>不服申立</u>（第24条）</p> <p>第5章 藤井寺市個人情報保護審査会（<u>第25条</u>）</p> <p>第6章 補則（<u>第26条—第29条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第30条—第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（収集の制限）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、藤井寺市個人情報保護審査会（第26条第1項の規定を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（第三者保護に関する手続）</p> <p><b>第16条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情報を開示するときは、開示決定の日から起算して30日を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><b>第4章 審査請求</b></p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p><b>第24条</b> <u>開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、藤井寺市個人情報保護審査会（第25条第1項の規定を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（第三者保護に関する手続）</p> <p><b>第16条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 実施機関は、前2項に定める手続をとった場合において、当該保有個人情報を開示するときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。</u></p> <p><b>第4章 不服申立</b></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 233 434 264">(審査会への諮問)</p> <p data-bbox="109 293 1104 485"><b>第25条</b> <u>開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合は、次に掲げるときを除き、当該審査請求を受けた実施機関（以下この条及び第27条において「審査庁」という。）は、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p data-bbox="136 555 864 587">(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p data-bbox="136 616 1104 769">(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について、反対意見書が提出されているときを除く。）。</u></p> <p data-bbox="136 839 1104 906">(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。</u></p> <p data-bbox="136 935 1104 1008">(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。</u></p> <p data-bbox="114 1037 1104 1110">2 <u>審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p data-bbox="136 1139 1104 1212">(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p data-bbox="136 1241 1104 1315">(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p data-bbox="136 1343 1104 1417">(3) <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人であ</u></p>	<p data-bbox="1169 233 1585 264">(不服申立てに関する手続)</p> <p data-bbox="1135 293 2130 526"><b>第24条</b> <u>開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に対する決定に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p data-bbox="1151 555 1917 587">(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p data-bbox="1151 616 2130 807">(2) <u>開示請求等拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の決定をするとき（開示請求拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示の決定をする場合にあっては、当該保有個人情報の記録に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）。</u></p>

改正後	改正前
<p>る場合を除く。)</p> <p>3 審査会は、<u>第1項</u>に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>4 審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</p> <p>(藤井寺市個人情報保護審査会の設置)</p> <p><b>第26条</b> 前条に規定する諮問に応じて<u>審査請求及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、地方自治法第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市個人情報保護審査会を設置する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、個人情報の保護の制度に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>2 審査会は、<u>前項</u>に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>実施機関</u>は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>決定又は裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>(藤井寺市個人情報保護審査会の設置)</p> <p><b>第25条</b> 前条に規定する諮問に応じて<u>不服申立て及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、地方自治法第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市個人情報保護審査会を置く。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査会の委員</u>は、個人情報の保護の制度に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 <u>審査会の委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>6 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求等に係る保有個人情報の記録の提出を求め、審査会の委員をして不服申立人に閲覧させずにその内容を検分させることができる。この場合において、諮問庁は、当該記録の提出を拒むことができない。</u></p> <p>7 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求等拒否の決定があった保有個人情報又はその部分と開示請求等拒否の理由とを審査会の指定する方式により分類・整理すること</u></p>

改正後	改正前
<p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p><u>第27条 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</u></p> <p><u>2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p>	<p><u>その他の方法により、諮問に関する説明を求めることができる。</u></p> <p><u>8 前2項に定めるもののほか、審査会は、第1項の規定による審査その他その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問庁、実施機関の職員その他関係人に対して資料の提出、意見の開陳、説明等を求め、その他必要な調査をすることができる。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(意見の陳述)</u></p> <p><b>第28条</b> <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p><u>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><b>第29条</b> <u>審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第30条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p><u>第31条</u> 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。)に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
<p><u>4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>(答申書の送付)</u></p> <p><u>第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第33条 (略)</u></p> <p>(藤井寺市の出資法人)</p> <p><u>第34条 (略)</u></p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p><u>第35条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(実施機関への委任)</p> <p><u>第36条 (略)</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第37条 (略)</u></p>	<p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第26条 (略)</u></p> <p>(藤井寺市の出資法人)</p> <p><u>第27条 (略)</u></p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p><u>第28条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(実施機関への委任)</p> <p><u>第29条 (略)</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第30条 (略)</u></p>

改正後	改正前
<u>第38条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)
<u>第39条</u> (略)	<u>第32条</u> (略)
<u>第40条</u> (略)	<u>第33条</u> (略)

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
（第3条関係）

改正後	改正前
<p><b>第24条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第24条の3</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一時差止処分に対する<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による審査請求については、一時差止処分は地方公務員法第49条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第49条の2第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第49条の説明書とそれぞれみなして、同法第49条から第51条の2までの規定を適用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p><b>第24条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前<u>一箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第24条の3</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一時差止処分に対する<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による不服申立てについては、一時差止処分は地方公務員法第49条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第49条の2第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第49条の説明書とそれぞれみなして、同法第49条から第51条の2までの規定を適用する。</p> <p>7 (略)</p>

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表  
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給の一時差止め）</p> <p><b>第12条の2</b> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して<u>1年</u>を経過した場合</p> <p>6～11 （略）</p>	<p>（退職手当の支給の一時差止め）</p> <p><b>第12条の2</b> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して<u>一年</u>を経過した場合</p> <p>6～11 （略）</p>

○藤井寺市消防団員等公務災害補償条例（平成21年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表  
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>（<u>審査請求</u>）</p> <p><b>第5条</b> 本市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等によるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>（<u>異議申立て</u>）</p> <p><b>第5条</b> 本市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等によるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

○藤井寺市固定資産評価審査委員会条例（平成11年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
（第6条関係）

改正後	改正前
<p>（委員長）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員長は、この条例及び藤井寺市固定資産評価審査委員会規程（平成11年藤井寺市固定資産評価審査委員会規程第3号）の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（委員長）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員長は、この条例及び藤井寺市固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4・5 （略）</p>
<p>（審査の申出）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1） 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>（2） <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載</p>	<p>（審査の申出）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1） 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） （略）</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政</u></p>

改正後	改正前
<p>し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>（書面審理）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>（決定書の作成）</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければ</u></p>	<p><u>不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（書面審理）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（決定書の作成）</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

○藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表  
（附則第5項関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="152 316 344 347">（情報の公開）</p> <p data-bbox="109 376 1104 528"><b>第16条</b> 指定管理者は、指定施設の管理の業務により保有することとなった情報について、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）<u>第25条</u>の規定により、市民が必要とする情報の提供に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="1173 316 1366 347">（情報の公開）</p> <p data-bbox="1131 376 2125 528"><b>第16条</b> 指定管理者は、指定施設の管理の業務により保有することとなった情報について、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）<u>第17条</u>の規定により、市民が必要とする情報の提供に努めるものとする。</p>

議案第 4 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務	市長	藤井寺市市民協働推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務	市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市市民協働推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	(略)		
(略)					
教育委員会	藤井寺市立学校教科用図書選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務	教育委員会	藤井寺市立学校教科用図書選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書に関する調査審議に関する事務
教育委員会	史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画策定等に関する調査審議に関する事務			

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表  
 （附則第2条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
個人情報保護審査会委員	日額 9,500円	個人情報保護審査会委員	日額 9,500円
公共施設マネジメント検討委員会委員	日額 9,500円	(略)	
(略)		(略)	
文化財保護審議会委員	日額 9,500円	文化財保護審議会委員	日額 9,500円
史跡古市古墳群整備検討委員会委員	日額 9,500円	(略)	
(略)		(略)	

議案第 5 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

○藤井寺市特別職報酬等審議会条例（昭和42年藤井寺市条例第26号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 審議会の庶務は、<u>政策企画部</u>人事課において行う。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を<u>聞く</u>ものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 審議会の庶務は、<u>総務部</u>人事課において行う。</p>

議案第 6 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後		改正前	
<b>別表第1（第2条、第4条関係）</b>		<b>別表第1（第2条、第4条関係）</b>	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>100,000円</u>	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>70,000円</u>
(略)		(略)	

議案第 7 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前										
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(給料月額の特例措置)</u></p> <p>7 <u>平成28年4月1日から平成31年4月30日までの間における給料</u> <u>月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 794 1093 1011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>893,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>779,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>693,500円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>693,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	893,000円	副市長	779,000円	教育長	693,500円	水道事業管理者	693,500円	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>
区分	給料月額										
市長	893,000円										
副市長	779,000円										
教育長	693,500円										
水道事業管理者	693,500円										

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（給料表）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容は、等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。</u></p> <p>4～7 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p><b>第12条の5</b> 初任給調整手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額<u>307,800円</u>以内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>	<p>（給料表）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、市長が定める。</u></p> <p>4～7 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p><b>第12条の5</b> 初任給調整手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額<u>307,000円</u>以内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に100分の1.2</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に100分の80</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>16～19 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に100分の1.125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に100分の75</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>16～19 (略)</p>

改正後					改正前				
別表第2(第3条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(1)					別表第2(第3条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(1)				
職員 の 区 分	職務の 等級  号給	特1等級	1等級	2等級	職員 の 区 分	職務の 等級  号給	特1等級	1等級	2等級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	470,100	394,300	243,300	再 任 用 以 外 の 職 員	1	468,600	392,600	240,100
	2	472,400	397,200	245,800		2	470,900	395,500	242,600
	3	474,600	400,100	248,300		3	473,200	398,400	245,100
	4	476,900	403,000	250,800		4	475,500	401,300	247,600
	5	479,200	405,700	253,100		5	477,800	404,000	249,900
	6	481,400	408,400	256,900		6	480,000	406,800	253,700
	7	483,600	411,200	260,700		7	482,200	409,600	257,500
	8	485,800	414,000	264,500		8	484,400	412,400	261,300
	9	487,800	416,600	268,100		9	486,500	415,000	264,900
	10	489,900	419,300	272,100		10	488,600	417,700	268,900
	11	492,000	422,000	276,100		11	490,700	420,400	272,900
	12	494,100	424,700	280,100		12	492,800	423,100	276,900
	13	496,200	427,200	283,900		13	494,900	425,600	280,700
	14	498,300	429,700	287,900		14	497,000	428,100	284,700
	15	500,400	432,100	291,800		15	499,100	430,500	288,700
	16	502,500	434,600	295,700		16	501,200	433,000	292,700
	17	504,600	436,800	299,500		17	503,300	435,200	296,500
	18	506,600	439,200	303,100		18	505,300	437,600	300,100
	19	508,600	441,600	306,600		19	507,300	440,000	303,700

改正後						改正前					
		20	510,600	444,000	310,200			20	509,300	442,400	307,300
		21	512,400	446,000	313,800			21	511,100	444,500	311,000
		22	514,200	448,400	317,500			22	512,900	446,900	314,800
		23	516,100	450,800	321,000			23	514,800	449,300	318,500
		24	518,000	453,100	324,700			24	516,700	451,600	322,200
		25	519,700	455,300	328,200			25	518,400	453,800	325,800
		26	521,500	457,600	331,000			26	520,200	456,100	328,600
		27	523,300	459,800	333,700			27	522,000	458,400	331,400
		28	525,100	462,100	336,300			28	523,800	460,700	334,200
		29	527,000	464,300	340,300			29	525,700	462,900	337,800
		30	528,800	466,600	343,600			30	527,500	465,200	341,100
		31	530,600	468,900	346,800			31	529,300	467,500	344,400
		32	532,400	471,100	349,900			32	531,100	469,800	347,700
		33	534,000	473,100	352,900			33	532,700	471,800	350,700
		34	535,800	475,200	355,900			34	534,500	473,900	353,900
		35	537,500	477,300	359,000			35	536,200	476,000	357,100
		36	539,300	479,400	362,200			36	538,000	478,100	360,300
		37	540,900	481,500	365,300			37	539,600	480,200	363,400
		38	542,500	483,300	368,900			38	541,200	482,000	367,100
		39	543,900	485,100	372,300			39	542,600	483,800	370,700
		40	545,500	486,900	376,000			40	544,200	485,600	374,400
		41	547,000	488,600	379,600			41	545,700	487,300	378,000
		42	548,400	490,400	382,300			42	547,100	489,100	380,700
		43	549,800	492,200	385,100			43	548,500	490,900	383,500
		44	551,100	494,000	387,900			44	549,800	492,700	386,300
		45	552,300	495,600	390,800			45	551,000	494,300	389,200
		46	553,300	497,300	393,400			46	552,000	496,000	391,800
		47	554,300	499,100	396,000			47	553,000	497,800	394,400
		48	555,300	500,900	398,600			48	554,000	499,600	397,000
		49	556,300	502,500	400,900			49	555,000	501,200	399,400

改正後						改正前					
		50	557,200	503,800	403,200			50	555,900	502,500	401,700
		51	558,100	505,100	405,500			51	556,800	503,800	404,000
		52	559,000	506,400	407,800			52	557,700	505,100	406,300
		53	559,800	507,700	410,200			53	558,500	506,400	408,700
		54	560,700	509,000	412,300			54	559,400	507,700	410,800
		55	561,600	510,300	414,300			55	560,300	509,000	412,800
		56	562,500	511,600	416,400			56	561,200	510,300	414,900
		57	563,400	512,600	418,500			57	562,100	511,300	417,000
		58	564,300	513,400	420,500			58	563,000	512,100	419,000
		59	565,200	514,200	422,500			59	563,900	512,900	421,000
		60	565,900	515,000	424,500			60	564,600	513,700	423,000
		61	566,800	515,900	426,600			61	565,500	514,600	425,100
		62	567,700	516,700	428,600			62	566,400	515,400	427,100
		63	568,600	517,600	430,600			63	567,300	516,300	429,100
		64	569,500	518,400	432,600			64	568,200	517,100	431,100
		65	570,400	519,300	434,600			65	569,100	518,000	433,100
		66		520,200	436,400			66		518,900	434,900
		67		520,900	438,100			67		519,600	436,700
		68		521,800	439,900			68		520,500	438,500
		69		522,700	441,800			69		521,400	440,400
		70		523,500	443,600			70		522,200	442,200
		71		524,400	445,400			71		523,100	444,000
		72		525,300	447,100			72		524,000	445,800
		73		526,100	448,900			73		524,800	447,600
		74		527,000	450,600			74		525,700	449,300
		75		527,900	452,400			75		526,600	451,100
		76		528,600	454,200			76		527,300	452,900
		77		529,400	456,100			77		528,100	454,800
		78		530,300	457,300			78		529,000	456,000
		79		531,200	458,500			79		529,900	457,200

改正後						改正前					
		80		532,100	459,700			80		530,800	458,400
		81		532,900	460,900			81		531,600	459,600
		82		533,800	461,900			82		532,500	460,600
		83		534,700	462,900			83		533,400	461,600
		84		535,600	463,900			84		534,300	462,600
		85		536,400	464,700			85		535,100	463,400
		86		537,300	465,400			86		536,000	464,100
		87		538,200	466,100			87		536,900	464,800
		88		539,100	466,800			88		537,800	465,500
		89		539,900	467,500			89		538,600	466,200
		90			468,200			90			466,900
		91			468,900			91			467,600
		92			469,600			92			468,300
		93			470,100			93			468,800
		94			470,800			94			469,500
		95			471,500			95			470,200
		96			472,200			96			470,900
		97			472,600			97			471,300
		98			473,200			98			471,900
		99			473,900			99			472,600
		100			474,600			100			473,300
		101			475,000			101			473,700
		102			475,600			102			474,300
		103			476,200			103			474,900
		104			476,700			104			475,400
		105			477,300			105			476,000
		106			477,800			106			476,500
		107			478,300			107			477,000
		108			478,800			108			477,500
		109			479,200			109			477,900

改正後						改正前					
		110			479,800			110			478,500
		111			480,200			111			478,900
		112			480,700			112			479,400
		113			481,200			113			479,900
		114			481,800			114			480,500
		115			482,400			115			481,100
		116			482,800			116			481,500
		117			483,300			117			482,000
		118			483,900			118			482,600
		119			484,500			119			483,200
		120			485,100			120			483,800
		121			485,600			121			484,300
	再任用職員		464,800	391,800	337,400				463,700	390,600	336,200

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

### 別表第3（第3条関係）

#### 等級別基準職務表

#### (1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
特1等級	1 部長の職務 2 理事の職務
1等級	1 次長の職務 2 副理事の職務

改正後		改正前
2 等級	1 課長の職務 2 参事の職務	
3 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務	
4 等級	1 チーフの職務 2 主査の職務	
5 等級	1 副主査の職務	
6 等級	1 主事の職務 2 技師の職務	
7 等級	1 主事補の職務 2 技師補の職務	
(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表		
職務の等級	基準となる職務	
1 等級	1 病院長の職務 2 副院長の職務	
2 等級	1 診療局長の職務 2 診療部長の職務 3 診療副部長の職務 4 医長の職務 5 診療主幹の職務	
3 等級	1 医師の職務	
(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表		
職務の等級	基準となる職務	
特 1 等級	1 技師長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務	
1 等級	1 課長代理の職務	

改正後		改正前
	2 主幹の職務	
2 等級	1 主任薬剤師の職務 2 主任技師の職務 3 主任理学療法士の職務 4 主任検査技師の職務 5 主任放射線技師の職務 6 チーフの職務 7 主査の職務	
3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床放射線技師の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務	
(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表		
職務の等級	基準となる職務	
特1 等級	1 看護部長の職務 2 看護部次長の職務 3 副看護部長の職務 4 課長の職務 5 参事の職務	
1 等級	1 看護長の職務 2 地域連携室長の職務 3 訪問看護ステーション所長の職務 4 課長代理の職務 5 主幹の職務	
2 等級	1 主任看護師の職務 2 チーフの職務	

改正後		改正前
	3 主査の職務	
3 等級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 准看護師の職務	

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表  
 （第3条関係）

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																					
<p><b>第1条</b>（略）</p> <p><b>第2条</b> 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第1を次のように改める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 員 の 区 分</th> <th rowspan="2">職務の 等級</th> <th>特1等級</th> <th>1等級</th> <th>2等級</th> <th>3等級</th> <th>4等級</th> <th>5等級</th> <th>6等級</th> <th>7等級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">再 任 用 以 外 の 職 員</td> <td>1</td> <td>406,900</td> <td>361,300</td> <td>317,000</td> <td>286,200</td> <td>259,900</td> <td>226,400</td> <td>190,200</td> <td>140,100</td> </tr> <tr><td>2</td> <td>409,300</td> <td>363,900</td> <td>319,200</td> <td>288,400</td> <td>261,900</td> <td>228,000</td> <td>192,000</td> <td>141,200</td> </tr> <tr><td>3</td> <td>411,800</td> <td>366,400</td> <td>321,500</td> <td>290,700</td> <td>263,700</td> <td>229,500</td> <td>193,800</td> <td>142,400</td> </tr> <tr><td>4</td> <td>414,200</td> <td>369,000</td> <td>323,700</td> <td>292,900</td> <td>265,800</td> <td>231,100</td> <td>195,600</td> <td>143,500</td> </tr> <tr><td>5</td> <td>416,100</td> <td>371,100</td> <td>326,000</td> <td>294,900</td> <td>267,700</td> <td>232,600</td> <td>197,200</td> <td>144,600</td> </tr> <tr><td>6</td> <td>418,400</td> <td>373,600</td> <td>328,000</td> <td>297,200</td> <td>269,600</td> <td>234,300</td> <td>199,000</td> <td>145,700</td> </tr> <tr><td>7</td> <td>420,500</td> <td>375,900</td> <td>330,200</td> <td>299,500</td> <td>271,600</td> <td>235,800</td> <td>200,800</td> <td>146,800</td> </tr> <tr><td>8</td> <td>422,700</td> <td>378,400</td> <td>332,400</td> <td>301,800</td> <td>273,700</td> <td>237,400</td> <td>202,600</td> <td>147,900</td> </tr> <tr><td>9</td> <td>424,700</td> <td>380,900</td> <td>334,500</td> <td>303,900</td> <td>275,800</td> <td>238,900</td> <td>204,300</td> <td>149,000</td> </tr> <tr><td>10</td> <td>426,800</td> <td>383,600</td> <td>336,700</td> <td>306,200</td> <td>277,800</td> <td>240,400</td> <td>206,100</td> <td>150,400</td> </tr> <tr><td>11</td> <td>428,900</td> <td>386,200</td> <td>338,800</td> <td>308,400</td> <td>279,900</td> <td>242,000</td> <td>207,900</td> <td>151,700</td> </tr> </tbody> </table>										職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	給料月額	再 任 用 以 外 の 職 員	1	406,900	361,300	317,000	286,200	259,900	226,400	190,200	140,100	2	409,300	363,900	319,200	288,400	261,900	228,000	192,000	141,200	3	411,800	366,400	321,500	290,700	263,700	229,500	193,800	142,400	4	414,200	369,000	323,700	292,900	265,800	231,100	195,600	143,500	5	416,100	371,100	326,000	294,900	267,700	232,600	197,200	144,600	6	418,400	373,600	328,000	297,200	269,600	234,300	199,000	145,700	7	420,500	375,900	330,200	299,500	271,600	235,800	200,800	146,800	8	422,700	378,400	332,400	301,800	273,700	237,400	202,600	147,900	9	424,700	380,900	334,500	303,900	275,800	238,900	204,300	149,000	10	426,800	383,600	336,700	306,200	277,800	240,400	206,100	150,400	11	428,900	386,200	338,800	308,400	279,900	242,000	207,900	151,700	<p><b>第1条</b>（略）</p> <p><b>第2条</b> 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第1を次のように改める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 員 の 区 分</th> <th rowspan="2">職務の 等級</th> <th>特1等級</th> <th>1等級</th> <th>2等級</th> <th>3等級</th> <th>4等級</th> <th>5等級</th> <th>6等級</th> <th>7等級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">再 任 用 以 外 の 職 員</td> <td>1</td> <td>405,800</td> <td>360,100</td> <td>315,800</td> <td>285,000</td> <td>258,300</td> <td>223,900</td> <td>187,700</td> <td>137,600</td> </tr> <tr><td>2</td> <td>408,200</td> <td>362,700</td> <td>318,000</td> <td>287,200</td> <td>260,400</td> <td>225,500</td> <td>189,500</td> <td>138,700</td> </tr> <tr><td>3</td> <td>410,700</td> <td>365,200</td> <td>320,300</td> <td>289,500</td> <td>262,300</td> <td>227,100</td> <td>191,300</td> <td>139,900</td> </tr> <tr><td>4</td> <td>413,100</td> <td>367,800</td> <td>322,500</td> <td>291,700</td> <td>264,400</td> <td>228,700</td> <td>193,100</td> <td>141,000</td> </tr> <tr><td>5</td> <td>415,000</td> <td>369,900</td> <td>324,800</td> <td>293,700</td> <td>266,300</td> <td>230,300</td> <td>194,700</td> <td>142,100</td> </tr> <tr><td>6</td> <td>417,300</td> <td>372,400</td> <td>326,800</td> <td>296,000</td> <td>268,300</td> <td>232,000</td> <td>196,500</td> <td>143,200</td> </tr> <tr><td>7</td> <td>419,400</td> <td>374,800</td> <td>329,000</td> <td>298,300</td> <td>270,400</td> <td>233,600</td> <td>198,300</td> <td>144,300</td> </tr> <tr><td>8</td> <td>421,600</td> <td>377,300</td> <td>331,200</td> <td>300,600</td> <td>272,500</td> <td>235,200</td> <td>200,100</td> <td>145,400</td> </tr> <tr><td>9</td> <td>423,600</td> <td>379,800</td> <td>333,300</td> <td>302,700</td> <td>274,600</td> <td>236,800</td> <td>201,800</td> <td>146,500</td> </tr> <tr><td>10</td> <td>425,700</td> <td>382,500</td> <td>335,500</td> <td>305,000</td> <td>276,600</td> <td>238,400</td> <td>203,600</td> <td>147,900</td> </tr> <tr><td>11</td> <td>427,800</td> <td>385,100</td> <td>337,600</td> <td>307,200</td> <td>278,700</td> <td>240,000</td> <td>205,400</td> <td>149,200</td> </tr> </tbody> </table>										職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	給料月額	再 任 用 以 外 の 職 員	1	405,800	360,100	315,800	285,000	258,300	223,900	187,700	137,600	2	408,200	362,700	318,000	287,200	260,400	225,500	189,500	138,700	3	410,700	365,200	320,300	289,500	262,300	227,100	191,300	139,900	4	413,100	367,800	322,500	291,700	264,400	228,700	193,100	141,000	5	415,000	369,900	324,800	293,700	266,300	230,300	194,700	142,100	6	417,300	372,400	326,800	296,000	268,300	232,000	196,500	143,200	7	419,400	374,800	329,000	298,300	270,400	233,600	198,300	144,300	8	421,600	377,300	331,200	300,600	272,500	235,200	200,100	145,400	9	423,600	379,800	333,300	302,700	274,600	236,800	201,800	146,500	10	425,700	382,500	335,500	305,000	276,600	238,400	203,600	147,900	11	427,800	385,100	337,600	307,200	278,700	240,000	205,400	149,200														
職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級																																																																																																																																																																																																																																																						
		給料月額																																																																																																																																																																																																																																																													
再 任 用 以 外 の 職 員	1	406,900	361,300	317,000	286,200	259,900	226,400	190,200	140,100																																																																																																																																																																																																																																																						
	2	409,300	363,900	319,200	288,400	261,900	228,000	192,000	141,200																																																																																																																																																																																																																																																						
	3	411,800	366,400	321,500	290,700	263,700	229,500	193,800	142,400																																																																																																																																																																																																																																																						
	4	414,200	369,000	323,700	292,900	265,800	231,100	195,600	143,500																																																																																																																																																																																																																																																						
	5	416,100	371,100	326,000	294,900	267,700	232,600	197,200	144,600																																																																																																																																																																																																																																																						
	6	418,400	373,600	328,000	297,200	269,600	234,300	199,000	145,700																																																																																																																																																																																																																																																						
	7	420,500	375,900	330,200	299,500	271,600	235,800	200,800	146,800																																																																																																																																																																																																																																																						
	8	422,700	378,400	332,400	301,800	273,700	237,400	202,600	147,900																																																																																																																																																																																																																																																						
	9	424,700	380,900	334,500	303,900	275,800	238,900	204,300	149,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	10	426,800	383,600	336,700	306,200	277,800	240,400	206,100	150,400																																																																																																																																																																																																																																																						
	11	428,900	386,200	338,800	308,400	279,900	242,000	207,900	151,700																																																																																																																																																																																																																																																						
職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級																																																																																																																																																																																																																																																						
		給料月額																																																																																																																																																																																																																																																													
再 任 用 以 外 の 職 員	1	405,800	360,100	315,800	285,000	258,300	223,900	187,700	137,600																																																																																																																																																																																																																																																						
	2	408,200	362,700	318,000	287,200	260,400	225,500	189,500	138,700																																																																																																																																																																																																																																																						
	3	410,700	365,200	320,300	289,500	262,300	227,100	191,300	139,900																																																																																																																																																																																																																																																						
	4	413,100	367,800	322,500	291,700	264,400	228,700	193,100	141,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	5	415,000	369,900	324,800	293,700	266,300	230,300	194,700	142,100																																																																																																																																																																																																																																																						
	6	417,300	372,400	326,800	296,000	268,300	232,000	196,500	143,200																																																																																																																																																																																																																																																						
	7	419,400	374,800	329,000	298,300	270,400	233,600	198,300	144,300																																																																																																																																																																																																																																																						
	8	421,600	377,300	331,200	300,600	272,500	235,200	200,100	145,400																																																																																																																																																																																																																																																						
	9	423,600	379,800	333,300	302,700	274,600	236,800	201,800	146,500																																																																																																																																																																																																																																																						
	10	425,700	382,500	335,500	305,000	276,600	238,400	203,600	147,900																																																																																																																																																																																																																																																						
	11	427,800	385,100	337,600	307,200	278,700	240,000	205,400	149,200																																																																																																																																																																																																																																																						

12	431,000	388,900	341,000	310,700	282,000	243,500	209,700	153,000
13	432,700	391,300	343,000	312,900	284,000	245,000	211,100	154,300
14	434,500	393,600	345,000	315,000	286,100	246,500	212,900	155,800
15	436,500	395,800	347,100	317,200	288,100	247,900	214,600	157,300
16	438,500	398,200	349,100	319,300	290,200	249,300	216,400	158,900
17	440,400	400,000	351,000	321,400	292,200	250,800	218,100	160,200
18	442,200	402,000	353,000	323,400	294,200	252,600	219,800	161,700
19	444,000	403,900	354,800	325,500	296,300	254,300	221,400	163,200
20	445,700	405,700	356,700	327,500	298,300	256,100	223,000	164,700
21	447,500	407,600	358,700	329,500	300,400	257,800	224,500	166,100
22	449,000	409,400	360,600	331,600	302,500	259,600	226,200	168,800
23	450,400	411,200	362,600	333,600	304,500	261,400	227,800	171,400
24	451,900	413,100	364,500	335,700	306,600	263,100	229,400	174,000
25	453,300	414,900	366,500	337,300	308,400	265,100	230,800	176,700
26	454,600	416,400	368,400	339,200	310,500	267,000	232,300	178,400
27	455,900	417,900	370,400	341,100	312,600	268,800	233,800	180,100
28	457,100	419,500	372,400	343,000	314,600	270,700	235,100	181,800
29	458,100	421,100	373,900	344,700	316,600	272,400	236,400	183,300
30	458,800	422,400	375,700	346,600	318,600	274,300	237,600	185,100
31	459,600	423,700	377,500	348,500	320,700	276,200	238,700	186,900
32	460,300	424,900	379,100	350,300	322,800	278,000	239,900	188,600
33	461,000	426,100	380,900	352,200	324,300	279,700	241,200	190,200
34	461,800	427,400	382,300	354,000	326,300	281,600	242,500	191,700
35	462,500	428,700	383,800	355,800	328,200	283,400	243,700	193,200
36	463,100	429,900	385,400	357,500	330,300	285,300	245,000	194,700
37	463,600	431,100	386,800	358,900	332,200	287,000	246,000	196,000
38	464,200	431,900	388,000	360,200	334,100	288,700	247,400	197,300
39	464,800	432,700	389,200	361,600	336,100	290,500	248,900	198,600
40	465,400	433,500	390,300	363,000	338,000	292,300	250,400	199,900
41	465,900	434,100	391,400	364,300	339,900	294,000	251,800	201,200
42	466,400	434,800	392,600	365,200	341,800	295,700	253,200	202,500
43	466,800	435,500	393,800	366,300	343,600	297,400	254,600	203,800

12	429,900	387,800	339,800	309,500	280,800	241,600	207,200	150,500
13	431,600	390,200	341,800	311,700	282,800	243,200	208,600	151,800
14	433,400	392,500	343,800	313,800	284,900	244,700	210,400	153,300
15	435,400	394,700	345,900	316,000	286,900	246,200	212,100	154,800
16	437,400	397,100	347,900	318,100	289,000	247,700	213,900	156,400
17	439,300	398,900	349,800	320,200	291,000	249,200	215,600	157,700
18	441,100	400,900	351,800	322,200	293,000	251,100	217,300	159,200
19	442,900	402,800	353,700	324,300	295,100	252,900	219,000	160,700
20	444,600	404,600	355,600	326,300	297,100	254,700	220,600	162,200
21	446,400	406,500	357,600	328,300	299,200	256,400	222,200	163,600
22	447,900	408,300	359,500	330,400	301,300	258,300	223,900	166,300
23	449,300	410,100	361,500	332,400	303,300	260,200	225,600	168,900
24	450,800	412,000	363,400	334,500	305,400	261,900	227,200	171,500
25	452,200	413,800	365,400	336,100	307,200	263,900	228,700	174,200
26	453,500	415,300	367,300	338,000	309,300	265,800	230,300	175,900
27	454,800	416,800	369,300	340,000	311,400	267,600	231,800	177,600
28	456,000	418,400	371,300	341,900	313,400	269,500	233,200	179,300
29	457,000	420,000	372,800	343,600	315,400	271,200	234,600	180,800
30	457,700	421,300	374,600	345,500	317,400	273,100	235,800	182,600
31	458,500	422,600	376,400	347,400	319,500	275,000	237,000	184,400
32	459,200	423,800	378,000	349,200	321,600	276,800	238,300	186,100
33	459,900	425,000	379,800	351,100	323,100	278,500	239,600	187,700
34	460,700	426,300	381,200	352,900	325,100	280,400	241,000	189,200
35	461,400	427,600	382,700	354,700	327,100	282,200	242,300	190,700
36	462,000	428,800	384,300	356,400	329,200	284,100	243,600	192,200
37	462,500	430,000	385,700	357,800	331,100	285,800	244,600	193,500
38	463,100	430,800	386,900	359,100	333,000	287,500	246,100	194,800
39	463,700	431,600	388,100	360,500	335,000	289,300	247,700	196,100
40	464,300	432,400	389,200	361,900	336,900	291,100	249,200	197,400
41	464,800	433,000	390,300	363,200	338,800	292,800	250,600	198,700
42	465,300	433,700	391,500	364,100	340,700	294,500	252,000	200,000
43	465,700	434,400	392,700	365,200	342,500	296,200	253,400	201,300

44	467,100	436,200	394,900	367,400	345,500	299,000	256,000	205,100
45	467,400	437,000	395,600	368,200	347,000	300,700	257,200	206,300
46		437,800	396,300	369,100	348,400	302,400	258,500	207,600
47		438,200	397,000	370,000	349,900	304,000	259,900	208,900
48		438,900	397,700	370,900	351,400	305,700	261,300	210,200
49		439,400	398,300	371,800	353,000	306,900	262,600	211,300
50		439,800	398,900	372,600	353,800	308,400	263,700	212,400
51		440,200	399,400	373,400	355,000	309,900	265,000	213,400
52		440,600	399,800	374,200	356,000	311,500	266,300	214,500
53		441,000	400,200	374,900	356,900	313,100	267,400	215,600
54		441,400	400,500	375,600	358,000	314,700	268,500	216,600
55		441,800	400,800	376,300	358,900	316,300	269,800	217,500
56		442,100	401,100	377,000	360,000	317,800	271,100	218,500
57		442,400	401,400	377,500	360,900	319,300	272,200	219,200
58		442,800	401,700	378,100	361,600	320,500	273,200	220,100
59		443,100	402,000	378,700	362,300	321,700	274,300	221,000
60		443,400	402,300	379,400	363,000	322,900	275,400	221,900
61		443,700	402,600	379,800	363,400	323,600	276,600	222,600
62			402,900	380,500	364,000	324,500	277,600	223,600
63			403,200	381,100	364,700	325,300	278,500	224,500
64			403,500	381,700	365,400	326,100	279,500	225,400
65			403,800	382,100	365,700	327,000	280,300	226,100
66			404,100	382,700	366,400	327,400	281,200	227,000
67			404,400	383,300	367,100	328,100	281,900	227,900
68			404,700	383,900	367,800	328,900	282,800	229,000
69			404,900	384,300	368,100	329,700	283,800	229,800
70			405,200	384,800	368,700	330,400	284,600	230,500
71			405,500	385,300	369,400	331,100	285,400	231,200
72			405,800	385,900	370,000	331,800	286,200	232,000
73			406,000	386,200	370,300	332,300	287,000	232,800
74			406,300	386,600	370,900	332,900	287,500	233,500
75			406,600	387,000	371,600	333,400	287,900	234,200

44	466,000	435,100	393,800	366,300	344,400	297,800	254,800	202,600
45	466,300	435,900	394,500	367,100	345,900	299,500	256,000	203,800
46		436,700	395,200	368,000	347,300	301,200	257,300	205,100
47		437,100	395,900	368,900	348,800	302,800	258,700	206,400
48		437,800	396,600	369,800	350,300	304,500	260,100	207,700
49		438,300	397,200	370,700	351,900	305,700	261,400	208,800
50		438,700	397,800	371,500	352,700	307,200	262,500	209,900
51		439,100	398,300	372,300	353,900	308,800	263,800	211,000
52		439,500	398,700	373,100	354,900	310,400	265,100	212,100
53		439,900	399,100	373,800	355,800	312,000	266,200	213,300
54		440,300	399,400	374,500	356,900	313,600	267,300	214,300
55		440,700	399,700	375,200	357,800	315,200	268,600	215,300
56		441,000	400,000	375,900	358,900	316,700	269,900	216,300
57		441,300	400,300	376,400	359,800	318,200	271,000	217,100
58		441,700	400,600	377,000	360,500	319,400	272,000	218,100
59		442,000	400,900	377,600	361,200	320,600	273,100	219,000
60		442,300	401,200	378,300	361,900	321,800	274,200	220,000
61		442,600	401,500	378,700	362,300	322,500	275,400	220,800
62			401,800	379,400	362,900	323,400	276,400	221,800
63			402,100	380,000	363,600	324,200	277,300	222,800
64			402,400	380,600	364,300	325,000	278,300	223,800
65			402,700	381,000	364,600	325,900	279,100	224,500
66			403,000	381,600	365,300	326,300	280,000	225,500
67			403,300	382,200	366,000	327,000	280,800	226,500
68			403,600	382,800	366,700	327,800	281,700	227,600
69			403,800	383,200	367,000	328,600	282,700	228,400
70			404,100	383,700	367,600	329,300	283,500	229,200
71			404,400	384,200	368,300	330,000	284,300	230,000
72			404,700	384,800	368,900	330,700	285,100	230,800
73			404,900	385,100	369,200	331,200	285,900	231,600
74			405,200	385,500	369,800	331,800	286,400	232,300
75			405,500	385,900	370,500	332,300	286,800	233,000

76	406,800	387,400	372,200	334,000	288,400	234,900	76	405,700	386,300	371,100	332,900	287,300	233,700
77	407,000	387,700	372,600	334,300	288,500	235,600	77	405,900	386,600	371,500	333,200	287,400	234,400
78	407,300	388,000	373,100	334,800	288,900	236,400	78	406,200	386,900	372,000	333,700	287,800	235,200
79	407,600	388,300	373,700	335,200	289,100	237,200	79	406,500	387,200	372,600	334,100	288,000	236,000
80	407,800	388,600	374,200	335,700	289,500	238,000	80	406,700	387,500	373,100	334,600	288,400	236,800
81	408,000	388,800	374,700	336,100	289,700	238,700	81	406,900	387,700	373,600	335,000	288,600	237,500
82	408,300	389,100	375,300	336,600	289,900	239,400	82	407,200	388,000	374,200	335,500	288,800	238,200
83	408,600	389,400	375,800	337,100	290,300	240,100	83	407,500	388,300	374,700	336,000	289,200	238,900
84	408,800	389,600	376,100	337,600	290,600	240,800	84	407,700	388,500	375,000	336,500	289,500	239,600
85	409,000	389,800	376,500	337,900	290,900	241,500	85	407,900	388,700	375,400	336,800	289,800	240,300
86		390,100	377,000	338,300	291,200	242,200	86		389,000	375,900	337,200	290,100	241,000
87		390,400	377,400	338,800	291,500	242,900	87		389,300	376,300	337,700	290,400	241,700
88		390,600	377,800	339,200	291,900	243,600	88		389,500	376,700	338,100	290,800	242,400
89		390,800	378,200	339,500	292,200	244,300	89		389,700	377,100	338,400	291,100	243,100
90		391,100	378,700	339,900	292,600	244,800	90		390,000	377,600	338,800	291,500	243,600
91		391,400	379,100	340,400	292,900	245,300	91		390,300	378,000	339,300	291,800	244,100
92		391,600	379,500	340,800	293,300	245,800	92		390,500	378,400	339,700	292,200	244,600
93		391,800	379,800	341,000	293,400	246,100	93		390,700	378,700	339,900	292,300	244,900
94		392,100	380,300	341,400	293,600		94		391,000	379,200	340,300	292,500	
95		392,400	380,700	341,900	294,000		95		391,300	379,600	340,800	292,900	
96		392,600	381,100	342,300	294,400		96		391,500	380,000	341,200	293,300	
97		392,800	381,400	342,400	294,600		97		391,700	380,300	341,300	293,500	
98			381,900	342,900	294,900		98			380,800	341,800	293,800	
99			382,300	343,300	295,300		99			381,200	342,200	294,200	
100			382,700	343,600	295,700		100			381,600	342,500	294,600	
101			383,000	343,900	295,900		101			381,900	342,800	294,800	
102			383,500	344,300	296,200		102			382,400	343,200	295,100	
103			383,900	344,700	296,600		103			382,800	343,600	295,500	
104			384,300	345,100	296,900		104			383,200	344,000	295,800	
105			384,600	345,600	297,100		105			383,500	344,500	296,000	
106				346,000	297,400		106				344,900	296,300	
107				346,400	297,800		107				345,300	296,700	

108							346,800	298,100	
109							347,300	298,300	
110							347,700	298,700	
111							348,000	299,100	
112							348,300	299,400	
113							348,800	299,500	
114							349,200	299,800	
115							349,500	300,100	
116							349,800	300,500	
117							350,300	300,700	
118							350,700	300,900	
119							351,000	301,200	
120							351,300	301,500	
121							351,800	301,900	
122							352,200	302,100	
123							352,500	302,400	
124							352,800	302,700	
125							353,300	303,000	
再任用職員		388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級				
		特1等級	1等級	2等級	3等級

108							345,700	297,000	
109							346,200	297,200	
110							346,600	297,600	
111							346,900	298,000	
112							347,200	298,300	
113							347,700	298,400	
114							348,100	298,700	
115							348,400	299,000	
116							348,700	299,400	
117							349,200	299,600	
118							349,600	299,800	
119							349,900	300,100	
120							350,200	300,400	
121							350,700	300,800	
122							351,100	301,000	
123							351,400	301,300	
124							351,700	301,600	
125							352,200	301,900	
再任用職員		387,600	354,500	312,800	287,400	272,300	252,900	212,900	185,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級				
		特1等級	1等級	2等級	3等級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	324,900	265,300	218,200	150,400
	2	326,900	267,100	219,800	152,200
	3	329,100	268,900	221,400	153,900
	4	331,300	270,800	223,000	155,600
	5	333,300	272,600	224,400	157,300
	6	335,500	274,400	226,000	159,000
	7	337,600	276,200	227,500	160,700
	8	339,800	278,000	229,100	162,500
	9	341,800	279,800	230,400	164,000
	10	343,900	281,700	231,900	165,900
	11	346,100	283,600	233,300	167,900
	12	348,200	285,400	234,600	169,800
	13	349,900	287,400	236,300	171,700
	14	351,900	289,300	237,700	173,600
	15	353,800	291,100	238,900	175,400
	16	355,800	293,000	240,300	177,300
	17	357,700	294,800	241,500	182,900
	18	359,700	296,500	242,700	184,500
	19	361,700	298,300	243,900	186,100
	20	363,700	300,100	245,200	187,700
	21	365,500	301,600	246,600	189,200
	22	367,500	303,300	247,600	190,800
	23	369,600	305,000	248,700	192,400
	24	371,700	306,600	249,800	193,900
	25	373,100	308,400	251,000	195,500
	26	374,900	310,100	252,500	197,200
	27	376,700	311,700	253,900	198,800
	28	378,400	313,400	255,400	200,500
	29	380,200	314,600	256,900	202,100
	30	381,700	316,000	258,600	203,700
	31	383,300	317,500	260,300	205,300

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	323,700	263,900	215,500	147,800
	2	325,700	265,800	217,100	149,600
	3	327,900	267,600	218,700	151,300
	4	330,100	269,500	220,300	153,000
	5	332,100	271,300	221,700	154,700
	6	334,300	273,100	223,300	156,400
	7	336,400	275,000	224,800	158,100
	8	338,600	276,800	226,400	159,900
	9	340,600	278,600	227,900	161,400
	10	342,700	280,500	229,400	163,300
	11	344,900	282,400	230,800	165,300
	12	347,000	284,200	232,200	167,200
	13	348,700	286,200	234,000	169,100
	14	350,700	288,100	235,400	171,000
	15	352,600	289,900	236,700	172,800
	16	354,600	291,800	238,100	174,700
	17	356,600	293,600	239,400	180,300
	18	358,600	295,300	240,700	181,900
	19	360,600	297,100	242,000	183,500
	20	362,600	298,900	243,300	185,100
	21	364,400	300,400	244,700	186,600
	22	366,400	302,100	245,800	188,200
	23	368,500	303,800	247,000	189,800
	24	370,600	305,400	248,200	191,300
	25	372,000	307,200	249,400	192,900
	26	373,800	308,900	251,000	194,600
	27	375,600	310,500	252,500	196,200
	28	377,300	312,200	254,000	197,900
	29	379,100	313,400	255,500	199,500
	30	380,600	314,800	257,300	201,100
	31	382,200	316,300	259,100	202,700

32	385,000	319,100	262,000	206,900
33	386,300	320,500	263,500	208,400
34	387,600	321,800	265,300	210,000
35	388,900	323,000	267,000	211,700
36	390,100	324,300	268,800	213,400
37	391,200	325,400	270,300	214,700
38	392,400	326,400	272,000	216,200
39	393,500	327,500	273,700	217,600
40	394,600	328,500	275,400	219,100
41	395,400	334,600	277,100	220,500
42	396,200	336,400	278,700	221,900
43	397,000	338,100	280,400	223,200
44	397,800	339,900	282,100	224,500
45	398,200	341,600	283,700	225,900
46	398,800	343,400	285,400	227,300
47	399,300	345,300	287,100	228,800
48	399,700	347,100	288,700	230,200
49	400,100	348,900	290,100	231,600
50	400,400	350,600	291,700	232,900
51	400,700	352,200	293,200	234,000
52	401,000	353,900	294,800	235,300
53	401,300	355,100	296,200	236,700
54	401,600	356,200	297,700	238,000
55	401,900	357,400	299,100	239,200
56	402,200	358,600	300,600	240,500
57	402,500	359,800	301,900	241,800
58	402,800	360,600	303,100	243,100
59	403,100	361,800	304,300	244,300
60	403,500	362,900	305,700	245,400
61	403,700	363,900	307,000	246,600
62	404,000	364,900	308,200	248,000
63	404,300	365,900	309,500	249,500

32	383,900	317,900	260,800	204,300
33	385,200	319,400	262,300	205,800
34	386,500	320,700	264,100	207,500
35	387,800	321,900	265,800	209,200
36	389,000	323,200	267,600	210,900
37	390,100	324,300	269,100	212,200
38	391,300	325,300	270,800	213,700
39	392,400	326,400	272,500	215,100
40	393,500	327,400	274,200	216,600
41	394,300	333,400	275,900	218,000
42	395,100	335,200	277,500	219,400
43	395,900	336,900	279,200	220,800
44	396,700	338,700	280,900	222,100
45	397,100	340,500	282,500	223,600
46	397,700	342,300	284,200	225,000
47	398,200	344,200	285,900	226,600
48	398,600	346,000	287,500	228,000
49	399,000	347,800	288,900	229,500
50	399,300	349,500	290,500	230,900
51	399,600	351,100	292,000	232,100
52	399,900	352,800	293,600	233,400
53	400,200	354,000	295,000	234,900
54	400,500	355,100	296,500	236,200
55	400,800	356,300	297,900	237,500
56	401,100	357,500	299,400	238,900
57	401,400	358,700	300,700	240,200
58	401,700	359,500	301,900	241,600
59	402,000	360,700	303,200	242,900
60	402,400	361,800	304,600	244,000
61	402,600	362,800	305,900	245,200
62	402,900	363,800	307,100	246,700
63	403,200	364,800	308,400	248,300

64	404,600	366,900	310,700	251,000	64	403,500	365,800	309,600	249,800
65	404,800	367,700	312,100	252,600	65	403,700	366,600	311,000	251,400
66		368,500	312,900	254,000	66		367,400	311,800	252,800
67		369,400	313,700	255,400	67		368,300	312,600	254,200
68		370,300	314,500	256,800	68		369,200	313,400	255,600
69		370,800	315,100	257,900	69		369,700	314,000	256,700
70		371,600	315,800	259,300	70		370,500	314,700	258,100
71		372,400	316,500	260,700	71		371,300	315,400	259,500
72		373,200	317,100	262,100	72		372,100	316,000	260,900
73		373,600	317,800	263,100	73		372,500	316,700	261,900
74		374,300	318,000	264,400	74		373,200	316,900	263,200
75		375,000	318,600	265,700	75		373,900	317,500	264,500
76		375,700	319,200	267,000	76		374,600	318,100	265,800
77		376,100	319,800	268,000	77		375,000	318,700	266,800
78		376,700	320,300	269,200	78		375,600	319,200	268,000
79		377,400	320,800	270,500	79		376,300	319,700	269,300
80		378,000	343,000	271,800	80		376,900	341,900	270,600
81		378,400	343,300	272,800	81		377,300	342,200	271,600
82		378,900	343,600	273,900	82		377,800	342,500	272,700
83		379,400	344,000	275,000	83		378,300	342,900	273,800
84		379,900	344,300	276,100	84		378,800	343,200	274,900
85		380,500	344,800	277,200	85		379,400	343,700	276,000
86		381,000	345,100	278,200	86		379,900	344,000	277,000
87		381,600	345,400	279,300	87		380,500	344,300	278,100
88		382,200	345,700	280,400	88		381,100	344,600	279,200
89		382,700	346,100	281,300	89		381,600	345,000	280,100
90		383,200	346,400	282,000	90		382,100	345,300	280,800
91		383,700	346,800	282,500	91		382,600	345,700	281,400
92		384,200	347,100	283,300	92		383,100	346,000	282,200
93		384,500	347,500	284,100	93		383,400	346,400	283,000
94		385,000	347,800	284,700	94		383,900	346,700	283,600
95		385,400	348,100	285,300	95		384,300	347,000	284,200

	96		385,800	348,400	285,900
	97		386,200	348,700	286,600
	98			349,100	287,100
	99			349,500	287,500
	100			349,900	287,900
	101			350,400	288,100
	102			350,800	288,300
	103			351,200	288,500
	104			351,600	288,700
	105			352,100	289,100
	106			352,500	289,300
	107			352,900	289,500
	108			353,300	289,700
	109			353,800	290,100
	110			354,200	290,300
	111			354,600	290,500
	112			355,000	290,800
	113			355,500	291,200
	114				291,500
	115				291,700
	116				292,000
	117				292,300
	118				292,500
	119				292,700
	120				293,000
	121				293,300
再任用職員		321,600	280,900	255,700	214,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定

	96		384,700	347,300	284,800
	97		385,100	347,600	285,500
	98			348,000	286,000
	99			348,400	286,400
	100			348,800	286,800
	101			349,300	287,000
	102			349,700	287,200
	103			350,100	287,400
	104			350,500	287,600
	105			351,000	288,000
	106			351,400	288,200
	107			351,800	288,400
	108			352,200	288,600
	109			352,700	289,000
	110			353,100	289,200
	111			353,500	289,400
	112			353,900	289,700
	113			354,400	290,100
	114				290,400
	115				290,600
	116				290,900
	117				291,200
	118				291,400
	119				291,600
	120				291,900
	121				292,200
再任用職員		320,500	279,800	254,600	213,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定

めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給				
	1	328,200	283,000	234,300	158,400
	2	330,300	284,800	236,100	159,800
	3	332,400	286,700	237,900	161,300
	4	334,600	288,700	239,700	162,700
	5	336,800	290,500	241,100	164,200
	6	338,900	292,300	242,400	165,700
	7	341,100	294,200	243,600	167,200
	8	343,200	296,100	244,900	168,700
	9	344,900	298,000	246,000	170,000
	10	346,900	299,900	247,100	171,700
	11	348,800	301,700	248,000	173,300
	12	350,800	303,600	249,000	174,900
	13	352,800	305,300	250,300	176,400
	14	354,900	307,000	251,400	178,400
	15	357,000	308,800	252,200	180,400
	16	359,000	310,600	253,200	182,400
	17	361,000	312,500	254,100	185,900
	18	363,000	314,100	255,000	188,000
	19	365,100	315,800	256,000	190,100
	20	367,200	317,500	257,000	192,100
	21	368,900	319,000	257,900	194,200
	22	371,000	320,500	258,900	196,500
	23	373,100	322,100	259,900	198,800
24	375,100	323,600	260,900	201,100	

めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給				
	1	326,900	281,500	231,400	155,600
	2	329,100	283,400	233,200	157,000
	3	331,200	285,400	235,000	158,500
	4	333,400	287,400	236,800	159,900
	5	335,600	289,200	238,200	161,300
	6	337,700	291,000	239,600	162,800
	7	339,900	292,900	240,800	164,300
	8	342,000	294,800	242,100	165,800
	9	343,700	296,700	243,300	167,100
	10	345,700	298,600	244,400	168,800
	11	347,600	300,400	245,400	170,400
	12	349,600	302,300	246,500	172,000
	13	351,700	304,000	247,800	173,500
	14	353,800	305,700	248,900	175,500
	15	355,900	307,500	249,900	177,500
	16	357,900	309,300	250,900	179,500
	17	359,900	311,200	251,900	182,900
	18	361,900	312,800	252,900	185,000
	19	364,000	314,500	254,000	187,100
	20	366,100	316,200	255,000	189,200
	21	367,800	317,700	256,000	191,300
	22	369,900	319,300	257,000	193,600
	23	372,000	320,900	258,100	195,900
24	374,000	322,400	259,200	198,200	

25	377,100	325,300	262,100	203,500	25	376,000	324,100	260,400	200,600
26	378,700	326,700	263,500	204,900	26	377,600	325,500	261,900	202,000
27	380,600	328,200	264,700	206,300	27	379,500	327,000	263,200	203,400
28	382,500	329,800	266,100	207,700	28	381,400	328,600	264,600	204,800
29	384,300	331,200	267,400	209,100	29	383,200	330,000	266,000	206,200
30	386,000	332,700	268,900	210,600	30	384,900	331,500	267,600	207,700
31	387,900	334,100	270,500	212,100	31	386,800	332,900	269,200	209,200
32	389,700	335,600	272,000	213,300	32	388,600	334,400	270,700	210,500
33	391,400	337,200	273,600	214,700	33	390,300	336,100	272,300	211,900
34	393,100	338,700	275,100	216,200	34	392,000	337,600	273,800	213,400
35	394,900	340,300	276,400	217,700	35	393,800	339,200	275,200	214,900
36	396,600	341,800	277,800	219,200	36	395,500	340,700	276,600	216,400
37	398,200	343,500	279,400	220,600	37	397,100	342,400	278,200	217,800
38	399,900	345,100	280,800	222,300	38	398,800	344,000	279,600	219,500
39	401,700	346,600	282,300	224,000	39	400,600	345,500	281,100	221,200
40	403,500	348,200	283,700	225,700	40	402,400	347,100	282,500	222,900
41	405,000	349,400	285,300	227,100	41	403,900	348,300	284,100	224,300
42	406,500	350,900	286,900	228,800	42	405,400	349,800	285,700	226,000
43	408,000	352,400	288,400	230,500	43	406,900	351,300	287,200	227,700
44	409,300	353,800	290,000	232,200	44	408,200	352,700	288,800	229,400
45	410,400	355,400	291,400	233,800	45	409,300	354,300	290,200	231,000
46	411,500	356,400	292,800	235,200	46	410,400	355,300	291,600	232,400
47	412,600	357,900	294,300	236,500	47	411,500	356,800	293,100	233,700
48	413,800	359,200	295,800	237,700	48	412,700	358,100	294,600	234,900
49	415,100	360,600	297,100	239,000	49	414,000	359,500	295,900	236,300
50	416,200	362,000	298,400	240,100	50	415,100	360,900	297,200	237,400
51	417,400	363,300	299,800	241,000	51	416,300	362,200	298,600	238,400
52	418,500	364,700	301,200	242,100	52	417,400	363,600	300,000	239,600
53	419,700	366,200	302,700	243,200	53	418,600	365,100	301,500	240,800
54	420,700	367,400	304,000	244,300	54	419,600	366,300	302,800	241,900
55	421,800	368,500	305,400	245,200	55	420,700	367,400	304,200	242,900
56	422,900	369,700	306,800	246,300	56	421,800	368,600	305,600	244,000

57	424,000	370,800	307,900	247,100	57	422,900	369,700	306,700	244,900
58	424,500	371,700	309,100	248,000	58	423,400	370,600	307,900	245,900
59	425,100	372,700	310,300	248,900	59	424,000	371,600	309,200	246,900
60	425,500	373,700	311,700	249,900	60	424,400	372,600	310,600	247,900
61	426,100	374,300	312,800	250,800	61	425,000	373,200	311,700	248,900
62	426,600	375,100	314,100	251,800	62	425,500	374,000	313,000	249,900
63	427,000	375,900	315,400	252,800	63	425,900	374,800	314,300	251,000
64	427,500	376,700	316,600	253,800	64	426,400	375,600	315,500	252,100
65	428,100	377,400	317,900	254,800	65	427,000	376,300	316,800	253,100
66	428,500	378,100	319,200	256,000	66	427,400	377,000	318,100	254,500
67	428,800	378,900	320,500	257,200	67	427,700	377,800	319,400	255,700
68	429,100	379,600	321,800	258,500	68	428,000	378,500	320,700	257,000
69	429,500	380,200	322,500	259,700	69	428,400	379,100	321,400	258,300
70		380,800	323,600	261,200	70		379,700	322,500	259,900
71		381,500	324,700	262,600	71		380,400	323,600	261,400
72		382,100	325,600	264,100	72		381,000	324,500	262,900
73		382,800	326,900	265,700	73		381,700	325,800	264,500
74		383,300	327,600	267,300	74		382,200	326,500	266,100
75		383,900	328,700	268,800	75		382,800	327,600	267,600
76		384,400	329,900	270,400	76		383,300	328,800	269,200
77		384,800	331,000	271,800	77		383,700	329,900	270,600
78		385,400	332,200	273,300	78		384,300	331,100	272,100
79		385,900	333,300	274,800	79		384,800	332,200	273,600
80		386,200	334,500	276,200	80		385,100	333,400	275,000
81		386,500	335,600	277,800	81		385,400	334,500	276,600
82		387,000	336,700	279,300	82		385,900	335,600	278,100
83		387,400	337,700	280,800	83		386,300	336,600	279,600
84		387,700	338,800	282,300	84		386,600	337,700	281,100
85		388,000	339,700	283,500	85		386,900	338,600	282,300
86		388,500	340,700	285,000	86		387,400	339,600	283,800
87		389,000	341,600	286,500	87		387,900	340,500	285,300
88		389,400	342,600	287,900	88		388,300	341,500	286,700

89	389,700	343,600	289,100	89	388,600	342,500	287,900
90	390,100	344,400	290,500	90	389,000	343,300	289,300
91	390,600	345,200	291,900	91	389,500	344,100	290,700
92	391,000	346,000	293,200	92	389,900	344,900	292,000
93	391,400	346,600	294,700	93	390,300	345,500	293,500
94		347,200	296,000	94		346,100	294,800
95		347,900	297,200	95		346,800	296,000
96		348,500	298,500	96		347,400	297,300
97		348,900	299,300	97		347,800	298,100
98		349,300	300,500	98		348,200	299,300
99		349,800	301,600	99		348,700	300,500
100		350,200	302,800	100		349,100	301,700
101		350,700	303,900	101		349,600	302,800
102		351,100	305,100	102		350,000	304,000
103		351,600	306,300	103		350,500	305,200
104		352,000	307,400	104		350,900	306,300
105		352,300	308,700	105		351,200	307,600
106		352,800	309,900	106		351,700	308,800
107		353,200	311,100	107		352,100	310,000
108		353,500	312,300	108		352,400	311,200
109		354,000	313,100	109		352,900	312,000
110		354,500	313,800	110		353,400	312,700
111		355,000	314,500	111		353,900	313,400
112		355,500	315,100	112		354,400	314,000
113		356,000	315,800	113		354,900	314,700
114		356,500	316,100	114		355,400	315,000
115		357,000	316,700	115		355,900	315,600
116		357,400	317,400	116		356,300	316,300
117		357,800	317,800	117		356,700	316,700
118		358,200	318,400	118		357,100	317,300
119		358,700	319,000	119		357,600	317,900
120		359,200	319,600	120		358,100	318,500

121	359,600	320,000	121	358,500	318,900
122	360,100	320,500	122	359,000	319,400
123	360,600	321,000	123	359,500	319,900
124	361,100	321,500	124	360,000	320,400
125	361,400	321,900	125	360,300	320,800
126		322,300	126		321,200
127		322,600	127		321,500
128		322,900	128		321,800
129		323,300	129		322,200
130		323,700	130		322,600
131		324,100	131		323,000
132		324,400	132		323,300
133		324,600	133		323,500
134		324,900	134		323,800
135		325,300	135		324,200
136		325,500	136		324,400
137		325,700	137		324,600
138		326,000	138		324,900
139		326,300	139		325,200
140		326,600	140		325,500
141		326,800	141		325,700
142		327,100	142		326,000
143		327,500	143		326,400
144		327,700	144		326,600
145		327,800	145		326,700
146		328,100	146		327,000
147		328,500	147		327,400
148		328,700	148		327,600
149		329,000	149		327,900
150		329,400	150		328,300
151		329,800	151		328,700
152		330,200	152		329,100

	153				330,500
再任用職員		325,000	287,900	261,400	254,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(略)

第3条～第5条 (略)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377,000」を「371,000」に、「426,000」を「419,000」に、「479,000」を「471,000」に、「542,000」を「532,000」に、「618,000」を「607,000」に改める。

	153				329,400
再任用職員		323,900	286,800	260,300	253,100

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(略)

第3条～第5条 (略)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377,000」を「370,000」に、「426,000」を「418,000」に、「479,000」を「470,000」に、「542,000」を「531,000」に、「618,000」を「606,000」に改める。

議案第 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
<p><b>附 則</b></p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p><b>附 則</b></p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下	0.75

改正後			改正前		
	「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）			「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73		厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
(略)			(略)		
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		
(略)			(略)		
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>

改正後	改正前
(略)	(略)

議案第 11 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>    第1節 基本方針等（第6条・第7条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第10条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第11条—第44条）</p> <p>    第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第45条・第46条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>    第1節 基本方針等（第47条・第48条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第51条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>    第1節 基本方針等（第6条・第7条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第10条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第11条—第44条）</p> <p>    第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第45条・第46条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>    第1節 基本方針等（第47条・第48条）</p> <p>    第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）</p> <p>    第3節 設備に関する基準（第51条）</p> <p>    第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）</p>

改正後	改正前
<p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第61条の2）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第61条の5）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第61条の6—第61条の20）</u></p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準（第61条の27—第61条の38）</u></p>	
<p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第62条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第63条—第65条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第66条—第68条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第69条—第82条）</p>	<p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第62条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第63条—第65条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第66条—第68条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第69条—第82条）</p>
<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p>

改正後	改正前
第1節 基本方針（第83条）	第1節 基本方針（第83条）
第2節 人員に関する基準（第84条—第86条）	第2節 人員に関する基準（第84条—第86条）
第3節 設備に関する基準（第87条・第88条）	第3節 設備に関する基準（第87条・第88条）
第4節 運営に関する基準（第89条—第110条）	第4節 運営に関する基準（第89条—第110条）
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針（第111条）	第1節 基本方針（第111条）
第2節 人員に関する基準（第112条—第114条）	第2節 人員に関する基準（第112条—第114条）
第3節 設備に関する基準（第115条）	第3節 設備に関する基準（第115条）
第4節 運営に関する基準（第116条—第130条）	第4節 運営に関する基準（第116条—第130条）
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第131条）	第1節 基本方針（第131条）
第2節 人員に関する基準（第132条・第133条）	第2節 人員に関する基準（第132条・第133条）
第3節 設備に関する基準（第134条）	第3節 設備に関する基準（第134条）
第4節 運営に関する基準（第135条—第151条）	第4節 運営に関する基準（第135条—第151条）
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第1節 基本方針（第152条）	第1節 基本方針（第152条）
第2節 人員に関する基準（第153条）	第2節 人員に関する基準（第153条）
第3節 設備に関する基準（第154条）	第3節 設備に関する基準（第154条）
第4節 運営に関する基準（第155条—第179条）	第4節 運営に関する基準（第155条—第179条）
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方	第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第182条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第183条—第191条）</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第192条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条—第195条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条—第204条）</p> <p>附則</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p><b>第16条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第61条の6</u>、<u>第61条の28及び第61条の29</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p>	<p style="text-align: center;">針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第180条・第181条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第182条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第183条—第191条）</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第192条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条—第195条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第196条・第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条—第204条）</p> <p>附則</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p><b>第16条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章<u>及び第69条</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p>

改正後	改正前
<p><b>第18条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p><b>第19条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p><b>第32条</b> （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p><b>第18条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p><b>第19条</b> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p><b>第32条</b> （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(管理者等の責務)</p> <p><b>第56条</b> (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第3章の2</b> <u>地域密着型通所介護</u></p> <p><b>第1節</b> <u>基本方針</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第61条の2</b> <u>指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><b>第2節</b> <u>人員に関する基準</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(管理者等の責務)</p> <p><b>第56条</b> (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>第61条の3</u> <u>指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 生活相談員</u> <u>指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）</u> <u>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(3) 介護職員</u> <u>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(4) 機能訓練指導員 1以上</u></p> <p><u>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>体的に行われるものをいう。</u></p> <p><u>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p><u>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> <p><u>第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p><u>第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><b>第4節 運営に関する基準</b></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><b>第61条の6</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p><b>第61条の7</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p><u>(3) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(4) おむつ代</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p><u>4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p><b>第61条の8</b> <u>指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>われなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p><b>第61条の9</b> <u>指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u></p> <p><b>第61条の10</b> <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p>	

改正後	改正前
<p data-bbox="152 233 398 264"><u>(管理者の責務)</u></p> <p data-bbox="109 293 1102 446"><b>第61条の11</b> <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p data-bbox="109 475 1102 587">2 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="152 655 331 687"><u>(運営規程)</u></p> <p data-bbox="109 716 1102 829"><b>第61条の12</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p data-bbox="136 858 631 890"><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p data-bbox="136 919 763 951"><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p data-bbox="136 979 533 1011"><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p data-bbox="136 1040 763 1072"><u>(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p data-bbox="136 1101 1102 1174"><u>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p data-bbox="136 1203 564 1235"><u>(6) 通常の事業の実施地域</u></p> <p data-bbox="136 1264 763 1295"><u>(7) サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p data-bbox="136 1324 631 1356"><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p data-bbox="136 1385 434 1417"><u>(9) 非常災害対策</u></p>	

改正後	改正前
<p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><b>第61条の13</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(定員の遵守)</u></p> <p><b>第61条の14</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><b>第61条の15</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><b>第61条の18</b> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第61条の19</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>地域密着型通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第61条の20</u> 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪</p>	

改正後	改正前
<p><u>問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>第5節</b> <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><b>第1款</b> <u>この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><b>第61条の21</b> <u>第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><b>第61条の22</b> <u>指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p>2. <u>指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><b>第2款 人員に関する基準</b></p> <p><u>（従業者の員数）</u></p> <p><b>第61条の23</b> <u>指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p><u>（管理者）</u></p> <p><b>第61条の24</b> <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p><b>第3款 設備に関する基準</b></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p><b>第61条の25</b> <u>指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</u></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p><b>第61条の26</b> <u>指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p><u>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><b>第4款 運営に関する基準</b></p> <p><u>(内容及び手続の説明及び同意)</u></p> <p><b>第61条の27</b> <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><b>第61条の28</b> <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p><b>第61条の29</b> <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p><b>第61条の30</b> <u>指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u></p> <p><u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p><b>第61条の31</b> <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> <p><u>（緊急時等の対応）</u></p> <p><b>第61条の32</b> <u>指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u></p> <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p><b>第61条の33</b> <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><b>第61条の34</b> <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(緊急時対応医療機関)</u></p> <p><b>第61条の35</b> <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</u></p> <p><u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> <p><u>第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 療養通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の23第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第62条</b> 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p><b>第67条</b> 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第62条</b> 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。</u>）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p><b>第67条</b> 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設</p>

改正後	改正前
<p>又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p><b>第69条</b> 削除</p> <p><b>第70条</b> 削除</p>	<p>又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>（心身の状況等の把握）</u></p> <p><b>第69条</b> <u>指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>（利用料等の受領）</u></p> <p><b>第70条</b> <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービ</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>スに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p><u>(3) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(4) おむつ代</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p>

改正後	改正前
<p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p><b>第71条</b> (略)</p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p><b>第73条</b> 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p><b>第71条</b> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p><b>第73条</b> 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p><b>第74条</b> 削除</p> <p>(運営規程)</p> <p><b>第75条</b> 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。）</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p><b>第76条</b> 削除</p>	<p>(管理者の責務)</p> <p><b>第74条</b> <u>指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p><b>第75条</b> 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。<u>第77条において同じ。</u>）</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第76条</b> <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(定員の遵守)</u></p>
<p><u>第77条</u> 削除</p>	<p><u>第77条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>(非常災害対策)</u></p>
<p><u>第78条</u> 削除</p>	<p><u>第78条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p>
<p><u>第79条</u> 削除</p>	<p><u>第79条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>第80条 削除</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p><u>第80条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を</u>行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p><u>第80条の2</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、<u>市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p><u>3</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、<u>損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p><b>第81条</b> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第82条</b> 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、<u>第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。</u>この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><b>第81条</b> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第82条</b> 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条<u>及び第55条</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と<u>読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p><b>第89条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p><u>第107条</u> 削除</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p><b>第89条</b> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(<u>地域との連携等</u>)</p> <p><b>第107条</b> <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p><b>第109条</b> (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p><u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第109条</b> (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p><b>第110条</b> 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第111条</b> 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p><b>第110条</b> 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第76条及び第79条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第111条</b> 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p><b>第129条</b> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第130条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、読み替えるものとする。</u></p>	<p><b>第129条</b> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第130条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、<u>第74条、第79条、第101条、第104条、第106条及び第107条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p><b>第131条</b> 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、<u>地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第150条</b> (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第131条</b> 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、<u>地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第150条</b> (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p><b>第151条</b> 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第152条</b> 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、<u>地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。</p>	<p>(準用)</p> <p><b>第151条</b> 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項までの規定は</u>、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第74第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第152条</b> 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、<u>地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）</u>に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第153条</b> (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第178条</b> (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第153条</b> (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第178条</b> (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第179条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、<u>第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第191条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、<u>第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160</u></p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第179条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、<u>第74条、第78条、第107条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p><b>第191条</b> 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、<u>第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163</u></p>

改正後	改正前
<p>条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p>	<p>条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第204条</b> 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第91条及び第99条中「小規</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第204条</b> 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第76条、第79条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、第76条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、並びに第91条及び第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	

議案第 12 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用定員等)</p> <p><b>第10条</b> 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同</p>	<p>(利用定員等)</p> <p><b>第10条</b> 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><b>第40条</b> <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><b>第40条</b> (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>第63条 削除</p>	<p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第63条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p><b>第65条 (略)</b></p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げ</p>	<p><u>おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第65条 (略)</b></p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第40条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第66条</b> 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）<u>から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第86条</b> (略)</p>	<p>る記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第63条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第66条</b> 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）<u>及び第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第86条</b> (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第87条</b> 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、<u>第40条</u>、第57条、<u>第60条及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第63条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第87条</b> 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第57条、<u>第60条、第62条及び第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p>

議案第 13 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の基準及び員数)</p> <p><b>第4条</b> 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項第1号</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の基準及び員数)</p> <p><b>第4条</b> 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

議案第 14 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p><b>第13条の6</b> 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p><b>第13条の6</b> 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p><b>第13条の6の10</b> 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p><b>第13条の6の10</b> 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超えるときは、<u>540,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超えるときは、<u>520,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>480,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>260,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>470,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>

議案第 15 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>子ども</u> 出生の日から<u>15歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童等</u> 出生の日から<u>12歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p>(2) <u>生徒</u> <u>15歳に達した日以後における最初の3月31日までの</u> <u>者で、児童等以外のものをいう。</u></p> <p>(3) <u>子ども</u> <u>児童等及び生徒をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（<u>次条第1項において「入院等」という。</u>）と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は世帯主であった者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象期間)</p> <p><b>第5条</b> 医療費の助成の対象となる期間は、助成を受けようとする対象者の出生の日（当該出生の日以後に対象者に該当することとなったときは、該当することとなった日）から15歳に<u>達した日</u>以後における最初の<u>3月31日</u>（<u>当該3月31日以前</u>に対象者に該当しないこととなったときは、該当しないこととなった日）までとする。</p> <p>(申請)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p><b>第4条</b> 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は世帯主であった者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。<u>ただし、生徒に対する医療費の助成は、入院等に係る医療費に限る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象期間)</p> <p><b>第5条</b> 医療費の助成の対象となる期間は、助成を受けようとする対象者の出生の日（当該出生の日以後に対象者に該当することとなったときは、該当することとなった日）から15歳に<u>到達した日</u>以後における最初の<u>3月末日</u>（<u>当該末日以前</u>に対象者に該当しないこととなったときは、該当しないこととなった日）までとする。</p> <p>(申請)</p>

改正後	改正前
<p><b>第6条</b> <u>子ども</u>にかかる医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項ただし書による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に月単位で申請しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p> <p><b>第9条</b> <u>子ども</u>の医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を<u>子ども</u>の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(届出義務)</p> <p><b>第10条</b> <u>子ども</u>の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた<u>子ども</u>又はその保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p><b>第6条</b> <u>児童等</u>にかかる医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項ただし書又は第2項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に月単位で申請しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p> <p><b>第9条</b> <u>児童等</u>の医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を<u>児童等</u>の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p><u>2 生徒の医療費の助成は、助成する額を生徒の保護者に支払うことにより行うこととする。</u></p> <p>(届出義務)</p> <p><b>第10条</b> <u>児童等</u>の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた<u>児童等</u>又はその保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

議案第 17 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）であって、次のいずれにも該当する者とする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第47条</b> 第25条から第27条まで及び第29条第7号の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第29条第7号</u>中「小規模保育事業所A型」とあるの</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次のいずれにも該当する者とする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第47条</b> 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第29条第1項第7号</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所</p>

改正後	改正前
は「保育所型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」とする。	型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」とする。

議案第 18 号

藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について

○藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号） 新旧対照表

改正後	改正前																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
<b>第2条</b> 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 587 600 635">名称</th> <th data-bbox="600 587 1115 635">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 635 600 675">(略)</td> <td data-bbox="600 635 1115 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 675 600 715">藤井寺市立道明寺幼稚園</td> <td data-bbox="600 675 1115 715">藤井寺市林3丁目1番25号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 715 600 762">(略)</td> <td data-bbox="600 715 1115 762"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 587 1617 635">名称</th> <th data-bbox="1617 587 2134 635">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 635 1617 675">(略)</td> <td data-bbox="1617 635 2134 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 675 1617 715">藤井寺市立道明寺幼稚園</td> <td data-bbox="1617 675 2134 715">藤井寺市沢田3丁目6番37号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 715 1617 762">(略)</td> <td data-bbox="1617 715 2134 762"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市沢田3丁目6番37号	(略)	
名称	位置																
(略)																	
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市沢田3丁目6番37号																
(略)																	

議案第 19 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>